

獨協医科大学学生懲戒規程

平成27年4月1日制定

最終改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学学則（以下「学則」という。）第46条及び獨協医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基本的考え方)

第2条 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行うものとする。

(懲戒処分の対象行為)

第3条 学則第46条第1項及び大学院学則第34条第1項に規定する「学生の本分にもとる行為」として懲戒処分と成り得る対象行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 交通事故及び違反のうち、悪質又は重大なもの
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 学則及び大学院学則その他本学の諸規則に違反する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

2 懲戒処分となり得る対象行為が発生した場合は、対象学生が在籍する学部長又は研究科長若しくはそのいずれかの長から指名された者（以下「学部長等」という。）は、学長に対象行為の発生を報告するものとする。

(懲戒処分の種類及び内容)

第4条 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学とし、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓告は、学長が文書により注意を与え、事後の反省を求め、将来を戒めることをいう。
 - (2) 停学は、一定の期間、登学並びに教育課程の履修及び課外活動の停止を命じ、自宅謹慎させることをいう。
 - (3) 退学は、修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。
- 2 停学は、有期又は無期とし、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 有期停学は、3か月未満の期限を付すものとする。ただし、停学期間が満了することにより処分を解除することが適当でないと判断される場合は、第6条に定める委員会等に諮り、当該教授会の議を経て、期間を延長することができる。
 - (2) 無期停学は、3か月以上で期限を付さないものとする。ただし、無期停学処分を受けた学生の反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、処分を解除することができる。
 - (3) 停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に含めることがある。
- 3 停学期間中の対象学生に対して、学部長等は、原則として定期的な面談等により適切な指導を行う。
- 4 無期停学は、無期停学の開始日から3か月を経過した日以降において、懲戒対象者に改善の見込みがあると認められる場合は、解除することができる。
- 5 対象学生の無期停学の解除が相当と認める場合は、第6条に定める委員会等に諮り、当該教授会の議を経て、無期停学の解除を決定する。
- 6 学長は、無期停学の解除を決定した場合に、その旨を直ちに対象学生及びその保証人に対し文書により通知する。この場合において、対象学生に対する通知に当たっては、学部長等を通じて行うものとする。
- 7 懲戒処分の対象行為以外であっても学生としてあるまじき行為を行ったと認められる場合には、学長は厳重注意を行うことができる。

(懲戒処分の基準)

第5条 懲戒処分は、別表に掲げる対象行為別の基準に基づき行うこととする。

- 2 当該学生のうち、過去に懲戒処分を受けたことがある者及び再犯者、余罪がある者については、前項の基準より重い処分を科することができる。
(事実調査及び審議)
- 第6条 懲戒対象行為が発生した場合、医学部及び看護学部にあつてはそれぞれの学生生活委員会、医学研究科及び看護学研究科にあつてはそれぞれの運営委員会において事実調査及び懲戒の要否の審議を行い、その結果に基づきそれぞれの教授会の議を経て学長が決定する。
- 2 懲戒対象行為に係る事実認定、懲戒処分内容の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、口頭による意見陳述が不可能の場合は、文書による意見提出の機会を与えるものとする。
- 3 学部長等は、事実関係の調査を適正、かつ、公正に行うため対象学生及び関係者の事情聴取の様子を録音・録画することができる。
(自宅待機)
- 第7条 学長は、当該学生の懲戒処分が決定されるまでの期間、自宅待機を命じることができる。
- 2 自宅待機期間は、停学期間を含めることができる。
(試験等における不正行為に関する成績評価)
- 第8条 試験等における不正行為を行った者に関する成績評価は、医学部にあつては「獨協医科大学医学部試験規程」、看護学部にあつては「獨協医科大学看護学部履修規程」に定めるものとする。
(懲戒処分と自主退学・休学)
- 第9条 懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分決定前に自主退学又は休学の申し出があつた場合には、この申し出を受理しないものとする。
(懲戒処分の告知及び発効日)
- 第10条 懲戒処分の告知は、学長が、学部長等を通じて、本人に対して行うとともに、保証人に対して文書にて行う。
- 2 懲戒処分の発効日は、それぞれの教授会の議を経て学長が決定する。
(懲戒の公示)
- 第11条 懲戒処分を行った場合は、懲戒の内容を学内に1週間公示する。ただし、懲戒処分を受けた学生の氏名、学籍番号、その他個人を特定できる情報は、公示しない。
- 2 学部長等は、懲戒を公示することにより第三者の利益を損なうおそれがあると認める場合は、公示事項の全部又は、一部を公示しないことができる。
(不服申し立て)
- 第12条 懲戒を受けた学生は、次の各号の一に該当する事由がある場合は、懲戒処分の翌日から起算して30日以内に、学長に対し書面により不服を申し立てることができる。
- (1) 懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証拠資料が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合
- (2) 懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証人の証言が、虚偽のものであることが判明した場合
- (3) 懲戒対象行為に係る事実の認定の後に、重大な証拠が新たに発見された場合
- (4) 懲戒対象行為に係る事実の認定に影響を及ぼす事実について、判断の遺脱があつた場合
- 2 前項の不服申し立ては、1回に限り行うことができる。
- 3 第1項の書面には、不服を理由づける事実を具体的に記載し、根拠となる資料を提出しなければならない。
- 4 学長は、第1項の不服申し立て及び根拠資料の提出があつた場合は、申立書及び根拠資料を学部長等に送付し、再調査をさせるものとする。この場合の調査は、第6条第1項を準用するものとする。
- 5 学長は、再調査の結果、懲戒処分の減免の必要があると認めた場合は、第6条第1項、第10条及び第11条を準用し、懲戒処分の決定、懲戒処分の告知及び懲戒処分の公示を行う

ものとする。

(懲戒処分に関する記録)

第13条 懲戒処分内容は、学生調書及び学籍簿に記録するものとする。

2 本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載しないことを原則とする。
(助産学専攻科生への準用)

第14条 この規程は、助産学専攻科に在籍する学生に準用する。
(事務)

第15条 この規程に関する事務は、医学部及び医学研究科にあつては学務部が行い、看護学部、看護学研究科及び助産学専攻科にあつては看護学部事務室が行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、それぞれの教授会及び学長諮問会議の議を経て学長が決定する。

別表 (第5条関係)

懲戒の基準

区分	行為の種類	処分の基準
犯罪行為等	殺人、強盗、放火、強姦等凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	わいせつ行為、痴漢行為(覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む)、ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等及びその幫助行為の悪質な交通法規違反	退学、停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
試験不正	本学が実施する試験等における極めて悪質と判断される身代わり受験や準備周到なカンニング等	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において監督者の注意、指示に従わなかった場合	訓告
諸規則違反	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用もしくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	学生・本学教職員等に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	「獨協医科大学ハラスメント防止に関する規程」に反する行為	退学、停学又は訓告
	「獨協医科大学個人情報保護規程」に反する行為	退学、停学又は訓告
	医学部における医学生としてのアンプロフェSSIONALな行為	退学、停学又は訓告
	看護学生としてのアンプロフェSSIONALな行為	退学、停学又は訓告